マンションの 耐震化のすすめ



- ○旧耐震基準で建築されたマンションは、早急に耐震診断を実施しましょう!
- ○家族の生命や財産を守るため、耐震改修を実施しましょう!
- ○マンションの耐震化に、管理組合と共に区分所有者一人一人が真剣に取り組みましょう!

「旧耐震基準」とは?

昭和56年の法律の改正により、建物に必要な耐震性能の基準が強化されました。

昭和43年 昭和46年 十勝沖地震 建築基準法改正

昭和53年 宮城県沖地震

昭和56年 建築基準法改正

平成7年

阪神・淡路大震災

旧耐震基準

中地震(震度5強程度)に対応⇒耐震診断が必要

新耐震基準

大地震(震度6強~7程度)に対応

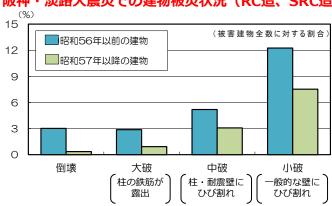
大地震が発生しても、倒壊しない 程度の耐震性が必要になりました。

地震による建物の被害状況

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災では、 多くの建物が被災しました。特に、昭和56年の建築 基準法改正以前の耐震基準で建築された建物に大き な被害が見られました(右図)。

また、内閣府公表の資料(令和6年10月1日時点) によると、令和6年1月に発生した能登半島地震で は、約2万9千棟もの住家が全壊又は半壊の被害を 受けたとされています。

阪神・淡路大震災での建物被災状況(RC造、SRC造)



70%の確率で大地震が起こる

南関東では、今後30年以内にマグニチュード7クラ スの大地震が70%の確率で発生すると予測されてい ます。

令和4年5月に東京都防災会議が見直した被害想定 において、区部の南部を震源とするマグニチュード 7.3の地震が起きた場合、最悪のケースでは、建物の 全壊・焼失は約19万棟とされています。

